

平成 29 年度 職場の受動喫煙防止対策支援事業

職場における受動喫煙防止対策を計画している
中小企業事業主のみなさまへ

喫煙室又は屋外喫煙所等の設置に助成金を交付します
喫煙室等の設置費用の1/2(支給上限200万円)

【助成要件】

以下のすべてを満たすことが必要です。(申請に当たっては裏面のチェックリストをご活用ください)

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 中小事業主であること。(下表の労働者数、資本金のどちらか一方の条件を満たすこと)

業 種		常時雇用する労働者数	資本金
小 売 業	小売業、飲食業、配達飲食サービス業	50人以下	5千万円以下
サ ー ビ ス 業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス業など	100人以下	5千万円以下
卸 売 業	卸売業	100人以下	1億円以下
そ の 他 の 業 種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

措 置	業 種	要 件
喫 煙 室	すべて	入口における風速が0.2m / 毎秒以上あること (かつ、非喫煙区域と隔離された室であること)
屋 外 喫 煙 所	すべて	屋外喫煙所における喫煙により、当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じんが濃度が増加しないこと
上 記 以 外 (換気措置等)	宿泊業、 飲食業	措置を講じた区域において(どちらか) 1 必要換気量70.3×(席数)m ³ / 時間以上 2 粉じん濃度が申請前0.15mg / m ³ 以上の時、措置を講じて0.15mg / m ³ 以下

無料相談支援 (各種相談) ソフト面、ハード面の相談支援
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777

無料測定機器の貸出 デジタル粉じん計・風速計、一酸化炭素計及び臭気計の貸出
柴田科学株式会社 03-3635-5111

問合せ先 厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 健康課 担当011-709-2311内線3563
申請書等は、北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

受動喫煙防止対策助成金交付申請時チェックリスト(申請事業者用)

助成金交付申請書を都道府県労働局に提出する前に、必要書類や記載事項に漏れがないか、このチェックリストでチェックして下さい。

提出書類	交付申請時提出資料 (: 必須書類)	必須確認項目
受動喫煙防止対策助成金交付申請書 (交付要綱様式第1号及び別添)		<ul style="list-style-type: none"> ・正本及び副本(正本の写し)を1通ずつ作成しましたか。 ・申請書に提出日の日付が記載されていますか。 ・「資本金又は出資の総額」又は「常時雇用する労働者」のいずれかが、申請者の主たる事業に応じた中小企業事業主の要件を満たしていますか。 ・事業場の名称が明瞭ですか。(喫煙室等を設置する場所が本社以外の事業場である場合は、設置する場所の所在地が正しく記載されていますか。) ・交付決定を受けてから工事が施工できるよう、着工予定日は余裕を持って設定されていますか。(申請書類に不備がない場合、申請から交付決定まで1ヶ月程度を見込む必要があります。) ・年度内に工事が完了し、かつ、翌年度4月10日までに実績報告が確実に行える計画となっていますか。 ・想定利用人数1人あたりの面積が、1.5㎡を超えていませんか。(超えている場合は、それだけの面積とする理由の説明が必要です。) ・【助成対象経費が400万円未満の場合】助成金申請金額が助成対象経費の2分の1の額(1000円未満の端数は切り捨て)となっていますか。 ・【助成対象経費が400万円以上の場合】助成金申請金額が200万円と記載されていますか。 ・【喫煙室、屋外喫煙所の場合】喫煙室等の1㎡当たり助成対象経費が60万円を超えていませんか。(超えている場合は、それだけの費用がかかる理由の説明が必要です。) ・【換気装置等を講ずる場合】措置を講ずる喫煙区域の1㎡当たり助成対象経費が40万円を超えていませんか。(超えている場合は、それだけの費用がかかる理由の説明が必要です。)
受動喫煙防止対策助成金の交付申請に際しての申立書(交付要綱様式第1号)		<ul style="list-style-type: none"> ・申立書が法人又は事業主により記載され、代表者記名押印がありますか。 ・記載の一部削除、改変等がありませんか。
直近の労働保険概算保険料申告書(写) (労働保険関係成立届(写))		<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険に加入し、直近2年間に労働保険料の未納がないですか。(申立書の記述を裏付けるものとなっていますか。) ・本社と喫煙室等を設置する事業場が別々に労働保険に加入している場合、その両方の書類が添付されていますか。
中小企業事業主であることを確認するための書類		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書別添の業種を裏付ける内容の書類ですか。 ・交付申請書の「申請事業主の資本金又は出資の総額」及び「申請事業主の常時雇用する労働者の数」を裏付けるものとなっていますか。
喫煙室の設置等を行う場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)		<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請日から遡って3か月以内に撮影された写真ですか。 ・助成対象事業に係る工事(設置場所は設計図等で判断)が未着工であると判断できる写真ですか。
設置等しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料		<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の間取りに対する喫煙室の設置等を行う場所を示した設計図が添付されていますか。(申請時の状況と施工後の予定が分かるようになっていきますか。) ・設計図中で換気扇等の機器及び設備の設置場所及び設置台数が明瞭になっていますか。 ・措置を講ずる場所の出入口の位置や大きさが明らかになっていますか。 ・電気工事の内容が明らかになっていますか。 ・非喫煙区域と隔てる壁等の建材の材質が明らかになっていますか。 ・【他の工事と同時に実施する場合】本助成金関係の工事と明らかに区別されていますか。区別できない場合(電気工事等)にあっても、共通で行う必要のある工事が何か明らかになっていますか。 ・設置する換気扇、空気清浄機等の設備について、その型式、換気能力等を示す資料が添付されていますか。
講ずる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料		<ul style="list-style-type: none"> ・【喫煙室設置の場合】喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていますか。 ・【屋外喫煙所の場合】屋外喫煙所が出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどない構造となっており、排気方向などから、たばこ煙が屋内に流入しないよう設計されていますか。 ・【換気措置等を講ずる場合】喫煙区域の粉じん濃度を0.15(mg/m³)以下とすること、又は、n席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が70.3×n(m³/時間)となるよう設計されていますか。(換気能力や出入口、面積等から条件を満たすことが算出等されていることを確認して下さい。)
事業所の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室等以外において喫煙を禁止する旨を説明する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・法人又は事業主により記載され、その代表者の記名押印がありますか。 ・事業所の室内及びこれに準ずる環境において、要件を満たす喫煙室、屋外喫煙所又は換気措置等を講じた場所以外は喫煙を禁止する旨を説明する内容が明記されていますか。
喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し(2者以上)		<ul style="list-style-type: none"> ・2者以上の施工業者から提出され、喫煙室の機能に影響する部分については同一であると認められる内容ですか。 ・作成日が明瞭になっており、申請日近辺の日付ですか。 ・見積書の宛先は申請事業主名となっていますか。 ・施工業者名が記載されていますか。 ・交付申請書別添の「助成対象経費」の金額と一致するか、又はそれ以上の金額ですか。 ・受動喫煙防止対策に係る措置と直接関係のない経費が、助成対象経費として計上されていないですか。 ・人件費又は工費が、工事スケジュールに照らして過度に高額となっていないですか。 ・使用する建材の規格や数量、機器の型式や設置台数が設計図の内容と一致していることが確認できますか。 ・使用する建材や機器の金額が実勢価格より極端に高額になっていないですか。
その他都道府県労働局長が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の振込先を記載した書類が添付されていますか。
その他の確認事項		<ul style="list-style-type: none"> ・工事契約は、申請事業主自身が施工業者と交わす予定ですか。(申請事業主と工事発注者が一致していない場合は、助成金の交付は認められません。) ・工事経費は、事業実績報告日までに全額を完済する予定ですか。(「事業実績報告日を超える完済日が設定された分割払い」や「リース契約による支払い」では、助成金の交付は認められません。) ・【換気装置等を講ずる場合】措置を講じようとする事業場が、旅館、料理店又は飲食店を営んでいますか。